

令和3年第5回 築上町農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和3年5月7日（金）午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場 3階 3-1会議室
3. 出席委員 11（名）

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
欠席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
欠席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
出席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千亜紀
出席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
出席	委員	11番	築別 修一
欠席	委員	12番	吉田 俊明

4. 事務局
事務局長 鍛冶 孝広（臨時議会のため欠席）
事務局 江本 昭二郎
 門田 純二
産業課 川口 哲

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第15号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第16号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第4 議案第17号 令和3年度農地利用集積計画書(案)について
- 第5 報告事項
- 第6 その他

6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

令和3年 第5回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、11名です。定足数に達しています。ただいまから令和3年第5回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、11番：築別委員さんと1番：出口委員さんを指名いたします。よろしくをお願いします。

日程第2、議案第15号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案朗読 】

議長（蛭崎会長） 議案の朗読が終わりました。
議案第15号の1、申請人：■■■■■■■■■■さんの件については、私が確認しております。本来であれば、ここで議長を交代しなくてはいけません、議事進行上このまま私が進行してもよろしいですか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） それでは説明いたします。この案件につきましてはコメリ椎田店から南に800m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■■■■■■■在住の■■■■■■■■■■さんが、■■■■■■■■■■さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第15号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第15号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第15号の2、申請人：■■■■さんの件について、西田委員さんから説明をお願いします。

6番（西田委員） この案件につきまして、築城駅裏及びあないクリニック近辺の農地です。今回所有者の■■■■在住の■■■■さんが■■■■さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第15号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第15号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第15号の3、申請人：■■■■さんの件についてですが、15号の6まで同一案件でありますので一括して説明をお願いしてよろしいか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） では奥本委員さんから説明をお願いします。

9番（奥本委員） この案件につきましてはコメリ椎田店から南西に500m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが■■■■さん・■■■■さん・■■■■さんから買収し、農地管理を任せるものです。取得

農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番～6番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第15号の3～6については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第15号の3～6、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。
続きまして、議案第15号の7、申請人：■■■■■さんの件について、築別委員さんから説明をお願いします。

11番（築別委員） この案件につきましては京築アグリライン（広域農道）の小山田交差点から南に1.8km程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■■在住の■■■■■さんが、■■■■■さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの7番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第15号の7については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第15号の7、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第15号の8、申請人：[]さんの件について、小野委員さんから説明をお願いします。

7番（小野委員） この案件につきましては本庄の大楠から南に300m程行った所にある農地です。今回、所有者の[]在住の[]さんが[]さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの8番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第15号の8については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第2、議案第15号の8、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第16号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第16号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。
議案第16号の1、申請人：[]
さんの件について、西田委員さんから説明をお願いします。

6番（西田委員） この案件につきましては、サン・スポーツランド浜宮のグラウンドから北に約200m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、第2種区分に該当しますが、周りを松林に囲まれた、生産性の低い農地で、転用可能な農地と考えられます。今回、申請人の[]が[]在

住の■■■■さんから土地を売買で取得し、太陽光発電設備を建設するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第16号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第3、議案第16号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

続きまして、議案第16号の2、申請人：■■■■さんの件について、宮野委員さんから説明をお願いします。

2番（宮野委員）

この案件につきましては、JR小原踏切から北東に150m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、前面道路に上水道、下水道の2管が埋設され、かつ500m以内に教育施設、医療施設が2以上ある区域のため、第3種に該当する農地と判断します。今回、■■■■在住の■■■■さん名義の土地に、子供である■■■■在住の申請人■■■■さんが贈与により取得、一般住宅を建設するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長）

これより審議に入ります。

ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

「なし」

議長（蛭崎会長）

質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第16号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」

議長（蛭崎会長）

異議なしと認めます。

日程第3、議案第16号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

続きまして、議案第16号の3、申請人：[]さんの件について、椎葉委員さんから説明をお願いします。

8番（椎葉委員） この案件につきましては、JR築城駅から南東に約260m行った所にある農地です。申請地農地区分は、300m以内に駅が存在する区域のため、第3種に該当する農地と判断します。今回、申請人である[]在住の[]さんが、[]在住の[]さんから家屋と併せて裏の農地を売買により取得、現況は駐車スペースがないため裏の農地を駐車場、家庭菜園、倉庫として利用するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思しますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。
議案第16号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。
日程第3、議案第16号の3、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

日程第4、議案第17号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第17号「令和3年度農地利用集積計画（案）について」を議題とします。産業課農業振興係に説明を求めます。

産業課（川口） 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 産業課 川口さんの説明が終わりました。
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第5、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第5、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局

【 報告事項一括朗読 】

農地法第18条第6項の規定による合意解約 0件

農業耕作者・管理者名義変更届出 10件

農地法施行規則第29条第1項届出 0件

農地改良行為届出 0件

議長（蛭崎会長） ただいまの提案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和3年第5回築上町農業委員会定例総会の議事は全て終了しました。これにて閉会といたします。

令和3年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

11番委員（築別 修一 委員）： 築別 修一

署名委員

1番委員（出口 貞味 委員）： 出口 貞味